

# PCB廃棄物処理に関する追加的な 施策について

0

## 1. 処理の安全性の確保について

1

# 1. 施設の健全性の確保①

- 反応器や溶融炉等の**基幹設備**については、**十分な耐用年数**がある
- 管路、ポンプ、各種計器など定期的な更新や補修が必要な設備・機器については、**長期保全計画**を策定し、**計画的に実施**
- さらに、**1年1回すべての定期点検を実施**し、設備の健全性を確認

## 十分な耐用年数をもった基幹設備

- 反応器やプラズマ溶融炉などの**基幹設備**については、**耐用性の高い材料の使用又は肉厚に余裕を持たせること等により、長期間、安全に使用できるように設置。**
- 設備診断を実施し、**長期的な稼動に十分耐えられる**ことを確認済み。



プラズマ溶融炉

## 長期保全計画に基づく今後の計画的な更新等 (平成25年度から着手)

- 設備診断や日常及び定期点検の結果に基づき、全ての設備・機器についての**更新や補修の要否・時期を判定**し、長期保全計画を策定。
- 長期保全計画には、設備・機器ごとに、更新等の**予定時期を明示**

## 定期点検・整備

- これまでも**1年に1回1ヶ月間程度、全ての設備を停止して定期点検**を実施。
- 今後も日常点検、定期点検により把握した劣化状況に応じて毎年度の整備を実施。

2

# 1. 施設の健全性の確保②

## 長期保全計画に基づく更新等の例

### ○経年劣化による更新例

- 圧力・流量等を監視・制御する機器の更新等
- モータ等の電気機器の更新等  
⇒**監視・制御機能の確保によるPCBの漏洩防止。電気機器の機能維持**

### ○設備機能維持のための補修例

- 洗浄施設の蒸気ジャケット補修  
⇒**ジャケット溶接部からの蒸気漏洩の回避による、洗浄機能の確保**
- プラズマ溶融炉の耐火物更新(2回/年)  
⇒**一部の耐火物の更新による、プラズマ溶融炉体の維持**

## ■国による予算化

### 点検・整備及び更新についても予算面からの支援

- 従来の補助対象は施設整備に限っていたが、点検・整備・更新についても平成24年度の補正予算から国が支援(H24補正:40億円、H25:70億円、H26案:40億円)。
- 国のバックアップにより、処理設備の健全性を確保

3

# 1. 施設の健全性の確保③

## ○洗浄施設蒸気ジャケット補修



蒸気ジャケットの溶接部は、経年劣化による密閉性の低下が見られるため補修を行い、洗浄機能を確保。



蒸気ジャケット  
溶接部

## ○プラズマ溶融炉の耐火物更新



プラズマ溶融炉内は高温であるため、定期的に耐火物を更新して、プラズマ溶融炉の健全性を確保。

4

# 2. 運搬時の安全対策

## ○これまでの収集運搬に関する取組を継続的に実施

- JESCO施設へ運搬できる者の絞り込み  
(自治体による収集運搬業の許可に加え、**JESCOによる入門許可**も必要。)
- **漏れ防止型金属容器への収納**の義務付け
- GPSによる常時位置把握
- **走行ルート**を限定

○環境省が定めている収集運搬ガイドラインへの適合状況の調査を実施。

5

### 3. 災害対策①

- 最新の想定最大震度の地震、津波が発生した場合でも、十分な安全性を確保
  - 災害発生時には、直ちに地元自治体をはじめ関係機関への通報連絡を行い連携して対応するとともに、速やかな情報公開等を実施
- 施設主要部は想定最大地震(震度6弱)を上回る600ガル(震度7相当)までの耐震性能を有する。
  - 60ガル(震度4相当)以上の地震を検知した場合、**施設の安全な運転停止**
  - 停電発生時には、非常用発電機により安全な運転停止のための電源を供給
  - 液状化現象を考慮した基礎構造採用、岩盤等まで支持杭を打設
  - 津波対策については、地域の防災計画において想定されている最大津波高さを踏まえ、対策の検証を行い、安全性を確認。

6

### 3. 災害対策②

#### 荷捌き室(処理対象物の保管庫)における落下・転倒対策

※保管庫内では、処理直前の対象物のみを保管



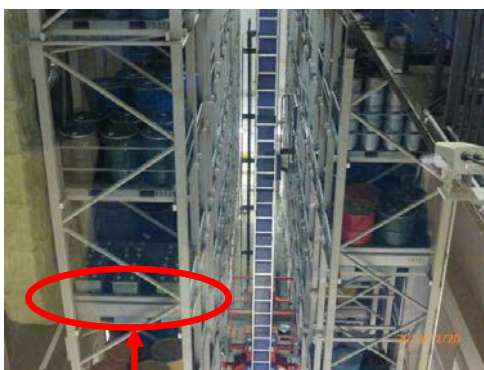
チェーン捕縛(コンデンサ)

1期施設荷捌き室



パレットずれ防止  
ストッパー

転倒防止柵設置(トランス)



深底パレット収納(コンデンサ)

2期施設荷捌き室



転倒防止柵設置(ドラム缶)

### 3. 災害対策③

## 地震・浸水対策

- ・施設内の主要貯槽類について、遮断弁設置等の対策を実施済
- ・屋外の貯槽類についても、より安全性を増すこととして、遮断弁設置等の対策を実施

施設内の遮断弁(例)



液処理反応槽

屋外貯槽類について設置した遮断弁等(例)



屋外タンク外観



出荷設備遮断弁

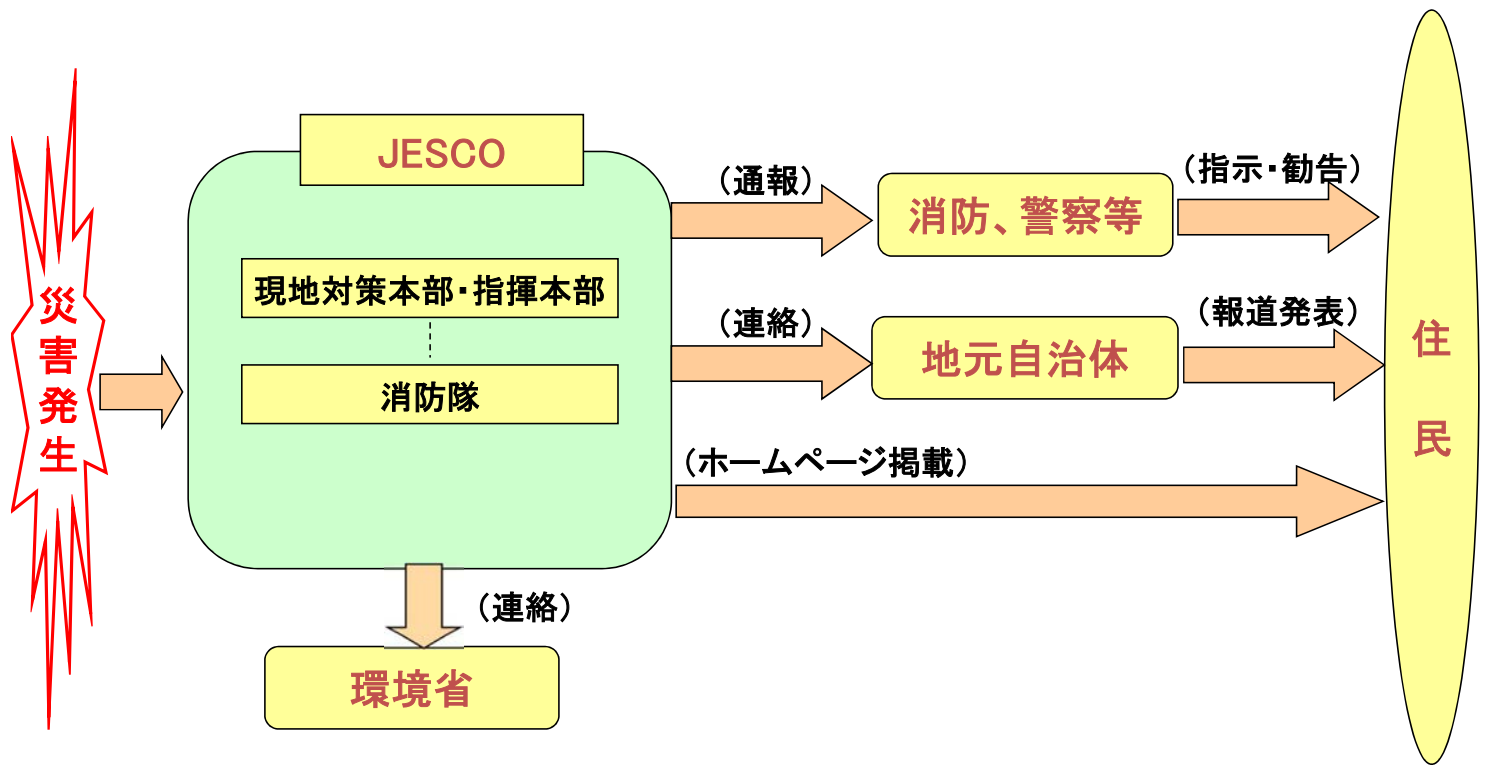


処理済油槽遮断弁

### 3. 災害対策④

## 災害発生時の対応

災害発生時には、直ちに地元自治体をはじめ関係機関への通報連絡を行い連携して対応するとともに、速やかな情報公開等を実施



## 2. 処理促進策について

10

### 新たな処理計画の期間中における確実な処理（課題と対応策）

行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。

- PCB廃棄物については、都道府県市に毎年保有量を届け出る制度がある。また、使用中の機器についても、経済産業省の各産業保安監督部への届出が必要。
- しかし、届出されていない機器がある。

- 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。
- 未処理事業者のリストを作成し、個別に指導

使用中の機器が存在する。

- 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導

行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。

- 中小企業者等には処理費の負担を3割とする制度が既にある。（国と都道府県が基金を設置）
- 3割負担でも処理できない者がいる。

- 処理費用を分割して支払えるようにする。
- 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減

処理委託を拒んでいる者がいる。

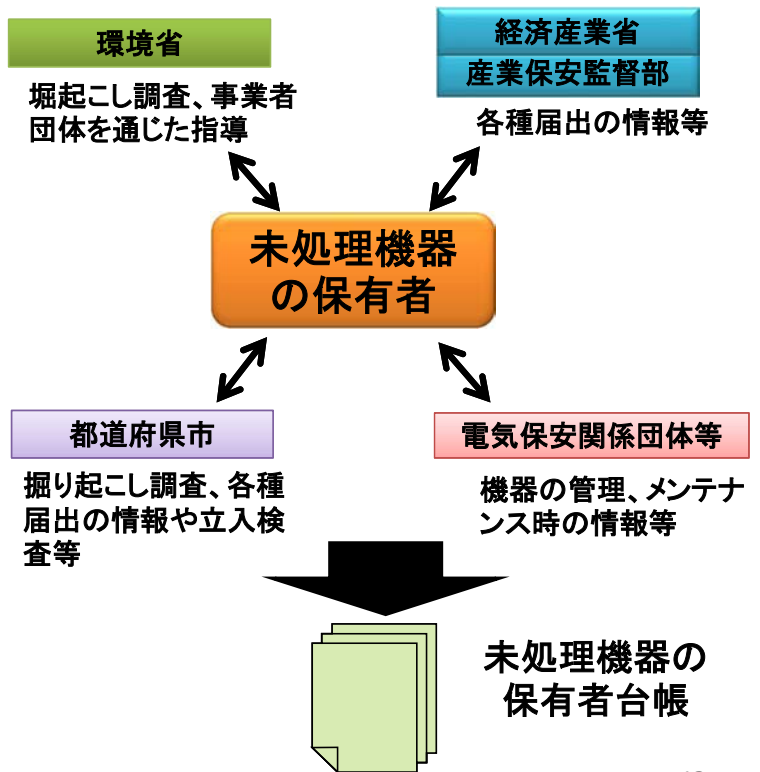
- 料金が上がる時期の設定の検討

11

## ①未処理事業者のリスト(台帳)を作成

- これまでは、届出情報から高濃度機器かどうかの判別がつかなかった。(多量の未処理の微量PCBに紛れていた)
- 今後は、関係機関が連携し、どこに何台存在しているかについて、1事業所ずつの保有量、保有事業者等に関する情報をとりまとめた**リスト(台帳)を作成**する。

- 掘り起こし調査の実施
  - 自家用電気工作物の設置者等に対し、調査票を送付
- 高濃度機器の把握
  - PCB特別措置法の届出様式の改正
- 関係団体と連携した確実な届出
  - 電気工作物の管理やメンテナンスをしている団体等から、未届出の事業者に対し、確実に法令による届出を行うよう周知徹底
- 情報を都道府県・政令市と産業保安監督部が集約



12

## ②リスト(台帳)の掲載事業者への個別確認

- リスト(台帳)に掲載された事業者に対し、個別に、**処理の実施時期の確認**を行う。
- 関係機関の連携により、**指導・確認漏れの事業者をなくす**。

- 機器の保有者に対する処理の実施時期の確認

使用を終えて保管している者

都道府県市がPCB特措法に基づく立入検査

使用中の機器の保有者

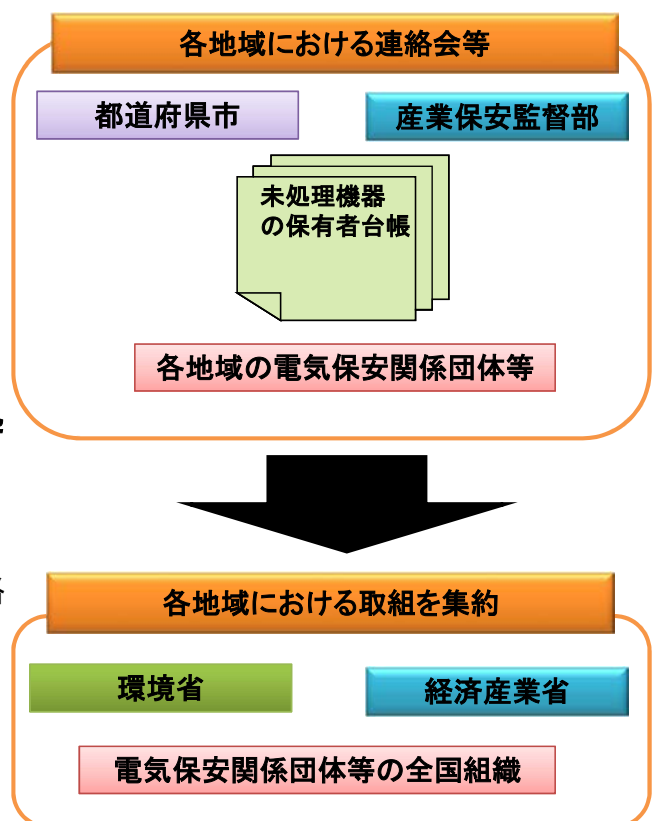
産業保安監督部が、又は、産業保安監督部と都道府県市が連携して対応

- 保有者リスト(台帳)に掲載されている事業者の処理状況や処理見込みについて、都道府県市及び産業保安監督部が連絡会等により情報共有

- 各地域の電気保安関係団体等の参加
- 本省レベルでも各地域の取組状況を確認する連絡会を実施。

- JESCO操業期間内に処理しない場合は、自らの責任で処理を行う必要があることを周知

- 自己処理は事実上不可能



13

### ③分割払い等の仕組みを導入し処理委託をしやすいとする

分割払いや融資制度の活用により、処理費用の負担能力が低い者でも、**円滑に処理委託を行えるようにする**。

- 1台数十万円～数百万円の処理費用を一括して支払うことに躊躇している事業者がいる。
  - 新たに、**分割払い**ができるよう料金支払いの仕組みを整える（平成26年度中に整えるべく取り組む）
  - 都道府県等が中小企業者等を対象とした**融資制度**を有している。PCB廃棄物の処理をこれらの融資制度の対象にしていただくよう働きかける。

#### 【福岡県の例】福岡県環境保全施設等整備資金融資制度

##### 対象

- ・中小企業者又は中小企業団体であること。
- ・トランス類、コンデンサ類、安定器等の高濃度PCB廃棄物処理費用
- ・機器の処分に伴う代替機器の買い替え費用

##### 主な条件

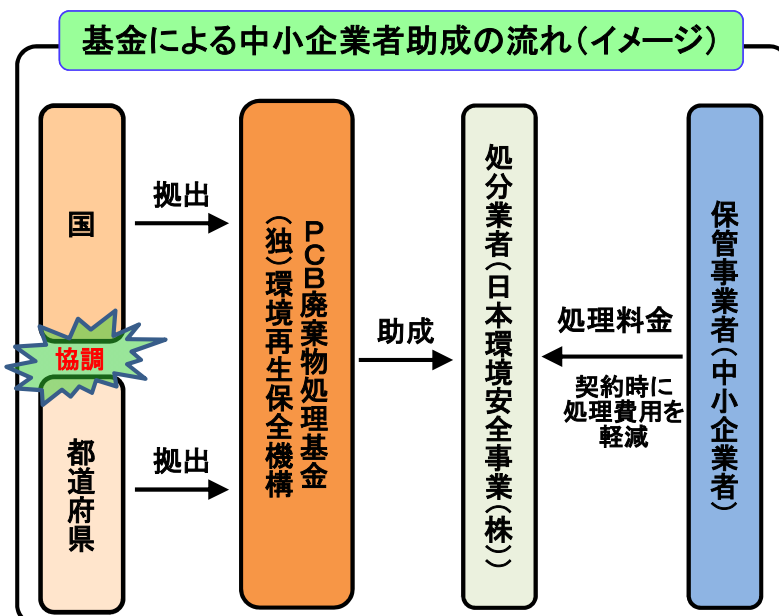
- ◆ 融資限度額 1企業4,000万円以内
- ◆ 融資利率 年1.3%（平成25年4月現在）

14

### ④料金負担能力のない者への対策

- 現在、中小企業事業者等に対しては、処理料金が3割負担となっている。
- しかし、事業を既に廃止していたり、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い者がある。

事業を廃止して個人で保有している者や、破産している等で処理料金の負担能力が極めて低い中小事業者等に対し、**処理料金を現行の3割よりさらに引き下げ**、1割程度以下とする。



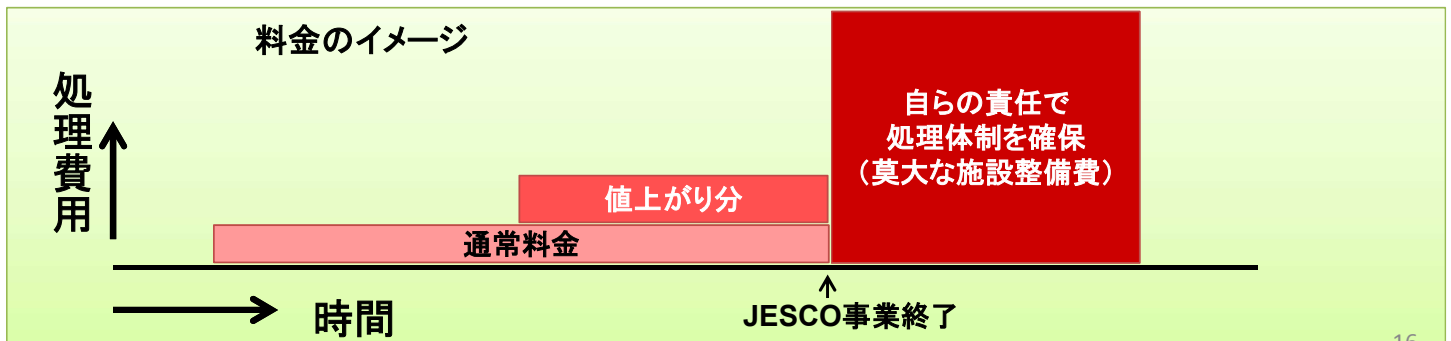
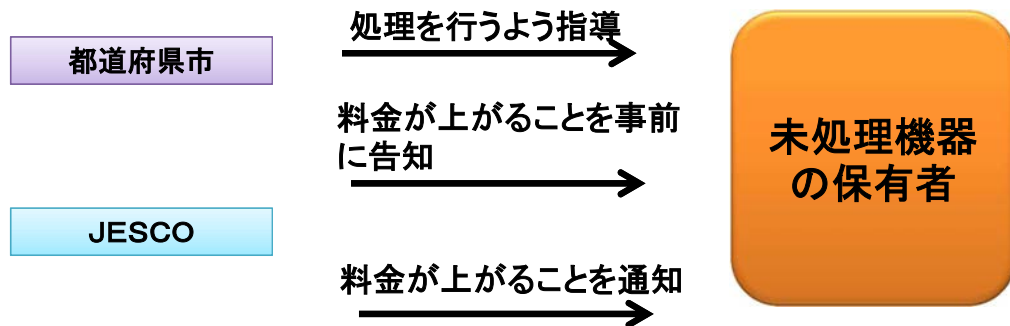
15



## ⑤料金が上がる時期の設定の検討

➤ 破産等の事業者以外で、処理委託を拒んでいる者がいる。

- 計画的な処理委託を行わない者に対しては、**処理料金が上がることを告知する等による処理促進を検討**。
- 告知に当たっては、事前に行うなどにより猶予期間を確保。



16

## 計画的な処理を実現

行政が未把握のPCB廃棄物が存在する。

- 未把握の機器の掘り起こし調査を実施。
- 未処理機器の保有者リスト(台帳)を作成し、個別に指導

使用中の機器が存在する。

- 都道府県市と産業保安監督部が連携し、使用中の事業者に対しても、期限内処理を指導

行政に届け出ているが、処理費用の負担能力が低く処理が進まないケースがある。

- 処理費用を分割して支払えるようにする。
- 破産した事業者等に対しては、負担割合をさらに低減

処理委託を拒んでいる者がいる。

- 料金が上がる時期の設定の検討

- 使用中機器を含め、保有事業者を漏れなく把握
- 全保有事業者に対して漏れなく指導することで、確実な処理に繋げる
  - JESCOに処理委託しない限り、自ら処理することは事実上不可能であることを周知徹底
- 処理費用を支払いやすくする仕組みや料金値上げ(アメとムチ)により処理を徹底

- これらの対策を行っても、処理しない者のために、JESCOの操業を続けることはない。
- JESCOによるPCB処理の操業は新たな計画案のとおり終了する。

17